



くるみんマークとは？

次世代育成支援対策推進法に基づき、「働きがいがあり、働きやすい企業」「社員を大事にする企業」に認定されたことを示すマークです。

当社は2008年4月に埼玉県で5社目に認定されましたが、以下の一般事業主行動計画の概要に示すように次世代育成支援に力をいれております。

一般事業主行動計画の概要

当社は、太陽生命、大同生命およびT&Dフィナンシャル生命とともに、T&Dホールディングスを持つ株式会社とするT&D保険グループを形成しており、一般事業主行動計画については、2005年4月の次世代育成支援対策推進法施行当初より、目標を策定し取り組んでいます。

今までの取り組みを踏まえ、第5期も目標達成に向けて取り組んでいきます。

【第5期行動計画】

1. 計画期間

2015年4月1日～2017年3月31日（2年）

2. 目標

- (1) 妊娠中や出産後の女性労働者の健康の確保の制度について周知を図る。
- (2) 男性の育児休業取得を促進する
- (3) 出産にともなう休業や雇用保険に基づく育児休業給付等、諸制度について、周知を図る。

当社の両立支援の取り組み（現在実施中又は実施していた取り組み・実績など）

T&D保険グループ経営ビジョンに掲げる「豊かな創造力と確かな実行力を備えた人材の育成」を目的に、すべての従業員がその能力を存分に発揮することができ、働きがいを感じることでできる職場の実現を目指し、グループ一体となった取り組みを実施しています。

また、グループ共通の取り組みと併せて、当社の各職場の実態や課題等を把握しながら、制度の導入・運営や職場風土づくりに取り組んでいます。

【当社の主な両立支援の取り組み】

（出産、育児に関する支援）

●法定を上回る育児休業制度・短時間制度

- ・最長、子供が満3歳に達するまで育児休業の取得が可能。
- ・育児休業開始後の最初の2週間を有給化し、男性の育児休業取得を促進。
- ・最長、子供が小学校入学直後の4月末まで短時間制度の利用が可能。

●産前産後特別休暇

- ・産前産後休暇のうち、最初の2週間を特別休暇とし、給与・賞与を全額支給。

●妊娠中および出産後の通院休暇

- ・通院休暇時の給与は全額支給。

●法定を上回る子の看護休暇

- ・小学校3年生以下の子の看護を行う場合は、年5日（子が2人以上までのときは10日間）まで子の看護休暇（給与は全額支給）の取得が可能。

●傷病休暇

- ・私傷病のための医療機関での治療、療養、検査等が必要な場合以外に、養育する子の傷病のため看護が必要な場合等にも、休暇年度に繰り越せなかった残存年次有給休暇を傷病積立休暇として年間5日、最大60日間積立て、利用することができる。

（その他の施策等）

●全社的な時短推進

●契約社員制度の設立